

第4章 プランの進め方

1 プランの広報

本プランは、保護者、地域住民、子どもたちなど、多くの方々の参画を得てはじめて実現可能となります。従って、プランの具体的な推進と同時に、プランの内容に関するPRを進め、プラン実現に向けての協力や参画に関する広報にも力を入れていきます。

2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制

本プランは、計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、重点施策の実施状況や得られた成果について評価し、3年後には、評価結果に基づいて、主に重点施策についての見直しを行います。

本プランの実施状況や成果の評価、見直しは、教育委員会及び川崎市教育改革推進協議会で行い、評価結果等について市民に公表します。

【「重点施策」成果指標の例示】

成果指標は、「重点施策」の成果を具体的に数値で表したものです。ただし、「重点施策」の成果の全てを表すものではなく、あくまでもその一部を数値化したものです。実際の「重点施策」の評価は、事業の進捗状況等を総合的に捉えて行います。（指標は成果をよりの確に表すものに適宜、変更・追加していきます。）

成 果 指 標	現状値 16年度	17年度	18年度	19年度	26年度	数値の 出 典
重点施策1 川崎式で「生きる力」をつける						
1 子どもの学習意欲 わからないことをそのままにせず、 わかるまで努力をしている児童生徒の 割合	－％（小5）	50%	51%	52%	60%	学習意識 調査 (新規)※
	－％（中2）	30%	31%	32%	40%	
2 1ヶ月に読む本の冊数 子どもが1ヶ月間に読む本の平均冊 数	－冊（小5）	6.0冊	6.1冊	6.2冊	7.0冊	学習意識 調査 (新規)※
	－冊（中2）	2.0冊	2.1冊	2.2冊	3.0冊	
3 新体力テスト 新体力テスト全国平均を100とし たときの川崎市の数値 種目：持久走（中2） 男子 1500メートル 女子 1000メートル	93.4(男子)	93.6	93.8	94.0	95.4	新体力テ スト
	96.3(女子)	96.5	96.7	96.9	98.3	

成果指標	現状値 16年度	17年度	18年度	19年度	26年度	数値の 出典
重点施策2 「個性が輝く学校」をつくる						
4 子どもの通学意欲 学校に行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	－% (小5) －% (中2)	75% 70%	76% 71%	77% 72%	85% 80%	学習意識調査 (新規)※
5 定時制課程を退学する生徒の割合 川崎市立高等学校定時制課程に在籍する生徒の中途退学率	18%	16%	15%	15%	10%	
重点施策3 「教職員の力」を伸ばす						
6 授業の理解度 学校の授業が分かると感じる児童生徒の割合 教科：国語・算数(数学)・英語	－% (小5国語) －% (小5算数) －% (中2国語) －% (中2数学) －% (中2英語)	75% 75% 65% 65% 65%	76% 76% 66% 66% 66%	77% 77% 67% 67% 67%	85% 85% 75% 75% 75%	学習意識調査 (新規)※
重点施策4 「地域に開かれた学校施設」にする						
7 学校施設の耐震化率 耐震性を確保した校舎・体育館の割合	73%	76%	81.3%	86.6%	100% (H21完了)	
8 学校施設の利用者数 学校施設の有効活用事業において、学校の図書館、体育館、校庭、特別教室などを利用する市民の数(延べ人数)	約170万人 (15年度)	176万人	183万人	191万人	200万人	
重点施策5 「市民の学び」を支援する						
9 社会教育振興事業参加者数 「家庭教育学級」「ボランティア研修」「市民自主企画事業」など、教育文化会館・市民館で行われる社会教育振興事業への参加者数	125,000人	126,000人	127,000人	128,000人	138,000人	
10 図書貸出冊数 市立図書館における市民一人あたりの図書の年間貸出冊数	4.5冊	⇒	⇒	5冊	6.5冊	
11 市民のスポーツ実施率 週に1日以上スポーツをしている成人の割合	37.1% (15年度県調査)	38%	40%	42%	50%	県調査 市民意識 実態調査
重点施策6 「市民の力」を活かす						
12 地域活動実施率 趣味のサークル、ボランティア、PTA、町内会、子ども会など、地域で活動している市民の割合	26%	27%	29%	30%	40%	市民意識 実態調査
13 「教育を語るつどい」の参加者数 地域における教育に関心を持ち、毎年1回各行政区において開催される「教育を語るつどい」(各行政地域教育会議主催)へ参加する地域住民の人数	600人	620人	640人	660人	700人	

※新規の調査については、初回の調査終了後に適切な数値を改めて検討します。

3 川崎市教育目標について

(1) 設定時の歴史的経緯について

①川崎市教育目標設定委員会の設置

教育委員会発足後まもない昭和26年度初頭、教育委員や教育研究所長からの声がおこり、本市としての教育目標の設定が問題となりました。

その後、市立学校の校長及び教員代表、教育委員会事務局関係者、市内在住の有識者、企業関係者の代表ら数十名によって川崎市教育目標設定委員会が組織されました。

昭和26年4月26日の第1回設定委員会以来数度の会合の中で、教育基本法をはじめ教育法規の分析研究や、本市の都市形態、市民性の特質が検討され、川崎市教育目標の起草に対する方向づけが次のようになされました。

- 教育基本法に示された新しい日本教育の目的が達成されるためには、その目的が郷土社会の実情に即し、更に具体化されなければならない。工業都市として近々十数年間に飛躍的な発展を遂げたわが川崎市は、東南部工業地帯を中核として北西部農村地帯まで、長くその区域が広がっている。その自然的環境と人為的都市計画は、市民の生業、教養、風俗がかもしたす雰囲気と相まって特異な都市の性格を帯びていることは周知の如くである。今、工都川崎の名に加えるに、国際文化都市川崎の建設途上にあつてわれわれは川崎が誇る伝統と戦後醸成された新事態とを具に検討して、よき川崎市民はよき日本人であるとの信念のもとに、本市の教育目標が設定されなければならない。

②教育研究所での研究

文案の作成は、教育委員会事務局と教育研究所で進められました。研究所では、教育目標の設定にあたって将来をみこした人間像（子ども像）、市民像にかんがみ、より具体的な目標にするべく案を練った。この研究所案は、事務局案と統合されて原案となりましたが、結果的には研究所案が大幅に取り入れられたものとなりました。

③川崎市教育目標の設定・公表

昭和27年1月8日の教育委員会定例会において、原案に対する検討が行われ、若干の修正のうえ、以下の内容が昭和27年1月30日に川崎市教育目標として設定・公表されました。

そこでは、教育基本法に基づきながら地域に即した具体的な目標を市民の日常生活に生かすべきことを説いており、単に学校教育のみならず、青少年の校外教育・成人の自己教育・社会教育においても実現を期待されていました。

教育は人間生涯のことであり、その主眼は人間性をたつとび、その正しい個性の伸長をはかるにある。しかもそれは日々の生活のなかにあつて進められるものであるから、教育は実にわれわれ市民の手によって行われるべきものである。われわれはその責任において自己を教育し、又次代の市民を育成しなければならない。教育基本法には民主的で且つ文化的な国家の成員を教育する大方針を示しているが、独立日本の新生にあたり、われわれはこれを地域に即し一層具体化し教育を市民の中にかすために、よりはっきりした目標をたてなければならない。

日本の動脈、京浜の中心にあつてゆるがぬ工業都市として戦後いちやく再興し、更に新興港都として、はたまた文化都市として一大飛躍をこころみんとするわが川崎市の動態は、各方

面から驚異の眼をもってみられている。

われわれはわが川崎市の誇るべき現実をにない、更に輝かしい未来をつくるために郷土の伝統の上から、のぞましい理想像の上から、また講和後における国家的見地から、大方の意見にききつぶさに考えて、ここに五つの目標を設定した。

われわれは青少年の学校教育、校外教育において、又成人の自己教育、社会教育においてこれが実現につとめ、真に教育をわれわれ市民の努力によって全からしめんことを念願してやまない。

●「科学的で実行力のある市民」

近代生活に必要な知識と技能をやしない、合理化された生活をいとなむ実践力の強い人となる。

●「民主的で明るい市民」

人々が互いに尊重しあい、真理を愛し、社会の一員として道義と責任を重んじ、自主的に行動できる明朗な人となる。

●「文化的で心身ともにゆたかな市民」

心身ともに健康で、ゆたかな教養と品位をそなえ、文化都市川崎の伸展につとめる人となる。

●「生産的でたくましい市民」

勤労の精神にあふれ、個性をいかす職業を身につけ、生産都市川崎になくってはならない人となる。

●「国際的ではばのある市民」

世界の国々を理解し、すべての国民と手をつなぎ、国際港都川崎の発展に役立つ人となる。

なお、昭和27年度の初頭に、教育委員会から教育目標実現への学校教育の指標が市立学校長に示達されています。

※内容は「川崎教育史（川崎市教育研究所発行）」から抜粋

(2) 川崎市教育目標のあり方について

本市の教育目標は以上のような経緯で設定されたものですが、その内容については、本プラン策定の過程の中でも、様々な議論がありました。

教育目標については、現代にも通ずる普遍的な目標であるという一面と、制定後50有余年を経て、「人権」や「環境」の視点の強化など、時代潮流を踏まえた改正が必要な面があると考えられます。

設定の経緯の中で述べられているように、教育目標は教育基本法をはじめ、国の施策にも密接に関係しているところから、本市では現在の教育目標の普遍性を尊重しつつ、そのあり方について検討をしていきたいと考えています。